

浪速区役所市民協働課臨時的任用職員募集要項

1 募集人数

1名

2 業務内容

浪速区役所市民協働課において、防災・防犯等に関する業務を行う。

具体的な業務内容は次のとおり。

- (1) 防災業務（防災訓練、備蓄物資の管理、啓発業務など）
- (2) 防犯業務（啓発活動、落書き消去など）
- (3) その他（空家対策業務（補助）、庶務業務（補助））

3 応募資格

- (1) 一般的な事務作業のできる者
- (2) O A機器の操作に従事した経験のある方（Microsoft Word・Excel 等による表や図などを挿入した文書作成や関数を用いた表計算ができることが望ましい。）
- (3) 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者

地方公務員法（抜粋）

[欠格条項]

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過していない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 任用期間

令和 8 年 6 月 16 日から令和 8 年 11 月 30 日まで

※延長の可能性があります。（最大：令和 9 年 3 月 31 日）

5 選考方法

- (1) 筆記（小論文）試験（申込時に提出）

次の課題について、論文解答用紙に 400 字程度にまとめ、採用申込書と併せて提出してくだ

さい。

課題「仕事をするうえで大切にしていること」

(2) 口述（面接）試験

6 選考日時及び選考会場

令和8年5月22日（金） 午前10時00分集合

浪速区役所6階会議室（予定）

※口述（面接）試験を実施します。（予定）

※応募人数により日時・場所について、変更する場合があります。

詳細な時間・場所は、「受験案内」により通知しますので、確認してください。

7 合格から採用まで

(1) 試験の成績が一定基準以上で上位の者を合格とします。

(2) 受験者の成績が一定の水準に達しない場合は合格者数が採用予定数を下回る場合があります。

(3) 試験合格者は大阪市浪速区役所市民協働課臨時的任用職員採用候補者名簿（以下「採用候補者名簿」という。）に、合計得点順で登録されます。

(4) 採用候補者名簿の登録期間は名簿登録後から令和8年11月30日（月）までです。

(5) 採用候補者名簿に登録されても、採用時期が採用予定日以降になる場合や採用されない場合もあります。

(6) 合格後、あるいは採用候補者名簿に登録後、受験資格がないこと及び申込の内容に虚偽が認められた場合には合格・登録を取り消すことがあります。

8 受験手続

受験申込については、持参または郵送にて受け付けます。郵送の場合は必ず書留で申込みください。

(1) 受付期間

令和8年5月11日（月）まで

<持参の場合：令和8年5月11日（月） 午後5時30分まで>

<郵送の場合：令和8年5月11日（月） 当日必着>

(2) 提出先

〒556-8501

大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号（浪速区役所6階61番窓口）

大阪市浪速区役所市民協働課（市民協働）

※「浪速区役所市民協働課臨時的任用職員採用申込書等在中」と朱書した封筒に下記①②③④の書類を入れて送付してください。

なお、書留以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。

また郵送料金不足の場合は受け付けません。

(3) 必要書類

次の書類等に不備がある場合は試験を受験できないことがあります。

① 大阪市臨時的任用職員採用申込書 1通

※過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

② 申し立て書 1通

※申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

③ 小論文 1通

※小論文は本市所定の論文解答用紙に手書きで記入してください。

※大阪市会臨時的任用職員採用申込書、申し立て書及び論文解答用紙は、「10 募集要項・申込書の請求」に記載の申込書配布場所まで受け取りに来ていただくか、郵送で請求、又は大阪市浪速区役所ホームページから取得してください。

④ 「受験案内」送付用の定型封筒（長形3号） 1通

※必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。

切手の貼付がない場合は、受験案内の送付をしませんので、必ず貼付してください。

(4) 受験案内の送付

受験時間等の詳細については、令和8年5月13日（水）（予定）に発送する受験案内により受験者本人宛に通知します。

なお、令和8年5月21日（木）午前中までに受験案内が届かない場合は、大阪市浪速区役所市民協働課あてにご連絡してください。

9 勤務条件

(1) 勤務場所

浪速区役所市民協働課（市民協働）

(2) 勤務日・勤務時間・休日・休憩時間

① 勤務日・勤務時間

土・日・祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日まで

午前9時から午後5時30分（休憩時間45分）

※業務の都合により、勤務日・時間の割り振りを変更する場合があります。

② 休日

土・日・祝日・年末年始

※ただし、休日出勤を指示した場合は、他の日に休日を振替えます。

③ 時間外勤務

必要に応じて従事していただきます。

(3) 休暇

「臨時的任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則」に基づき、付与されます。

① 年次休暇

10 日付与

※任期延長となった場合、延長の期間に応じ別途付与されます。

② その他（特別休暇等）

夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇、生理休暇、子の看護休暇等

(4) 給与等

① 給料

227,824 円（地域手当含む）

※採用されるまでの職歴等がある方については、その経歴に応じて加算されることがあります。

※月途中の任用の場合、日割り計算で支給します。

※勤務実績に基づき、原則当月 17 日に支給します。ただし、支給日が休日に該当する場合はこの限りではありません。

② 手当

通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当、住居手当、扶養手当等

※各種手当については、支給要件があります。

③ その他

社会保険等あり。

(5) その他

詳細については採用決定後にお知らせします。

10 募集要項・申込書の請求

(1) 配布場所

大阪市浪速区役所市民協働課（市民協働）（区役所 6 階 61 番窓口）

(2) 郵送で請求する場合

封筒の表に「浪速区役所市民協働課臨時的任用職員」と朱書し、角形 2 号の返信用封筒（A 4 判のノートが入る大きさ・140 円切手（速達の場合は 440 円分の切手）貼付・郵便番号と宛先を明記）を同封し、大阪市浪速区役所市民協働課（市民協働）あて請求してください。

ただし、令和 8 年 4 月 28 日（火）以降の消印のものについては、事務手続き上、申込期間までに届かない場合があります。

11 試験結果の開示

試験結果については、令和 8 年 5 月 27 日（水）（予定）に受験者本人あてに通知発送します。

試験不合格者の得点及び順位については、令和 8 年 6 月 5 日（金）～6 月 11 日（木）の間で

(平日午前9時00分～正午、午後1時00分～午後5時00分)、大阪市浪速区役所総務課(総務)内において開示しますので、受験者本人が身分を証明できる書類(顔写真の添付のあるもの:運転免許証、パスポート又は学生証等)を持参のうえ、口頭で申し出てください。

12 備考

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (2) 合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- (3) 受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

13 問い合わせ先

【職務内容について】

大阪市浪速区役所 市民協働課(市民協働担当) 角野・古川
〒556-8501 大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号 浪速区役所6階61番窓口
電話(06)6647-9734 FAX(06)6633-8270

【職務内容以外について】

大阪市浪速区役所 総務課(総務担当) 細口
〒556-8501 大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号 浪速区役所6階63番窓口
電話(06)6647-9625 FAX(06)6633-8270